

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県教育委員会では、文部科学省の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」（A I の活用による英語教育強化事業）を受け、教員や外国語指導助手による指導と A I 活用との効果的な組み合わせの検証研究を実施することとし、実施にあたり、A I を搭載した英会話アプリの導入が必要である。

A I を搭載した英会話アプリについては、生徒の英語力向上に向けて、本県の授業における言語活動が十分でないという課題を踏まえ、生徒の英会話に対する動機付けを高めたり、生徒が一人 1 台端末等を活用して、授業や家庭学習で生成 A I と繰り返し会話をしたりするなど、生徒の言語活動の充実が可能なものとする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

(4) 予算額

14,671,800 円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 7 年 5 月 21 日（水） 午後 5 時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金） 午後 3 時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 7 年 5 月 26 日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部義務教育指導課

② 提案書提出期限

令和 7 年 5 月 28 日（水） 午後 5 時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

① 実施場所 オンライン会議システム（Zoom 等）を利用したオンラインでの実施予定

② 実施日時 令和 7 年 6 月 6 日（金）で別に指定する時間

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

④ 時間 提案者当たりの説明時間は 20 分程度とし、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：10 分

質疑応答：10 分

⑤ その他 企画提案書等の提出が多数の場合は、書面による審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を 5 者程度に選定することがある。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 電子データの保存等に関する申出書
 - イ 会社概要
 - ウ 広島県の納税証明書の写し（県外事業者等で、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は、添付不要）
 - エ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書の写し（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書等について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの変革推進部義務教育指導課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年6月11日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年6月12日（木）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 その他

- (1) 申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに取下願書を提出すること。

5 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル企画提案書作成要領
- ☐ 評価基準
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 会社概要
- ☐ 取下願書

【問い合わせ先】

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部

義務教育指導課 担当 岩本

電 話：082-513-4971（ダイヤルイン）

メール：gimushidou@pref.hiroshima.lg.jp